

# 学校法人 正眼短期大学 寄附行為

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人正眼短期大学と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を岐阜県美濃加茂市伊深町872番地の2に置く。

## 第2章 目的及び設置する学校

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、人間形成を根幹とする行学一体の教育を施し、社会に有意な人材を育成することを目的とする。

2. この法人の教育は、永久に仏教の信仰、並びに正眼禅の精神に基づいて、行われなければならない。
3. この法人は、前項のほか、私立学校法第26条の規定による事業を行う。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 正眼短期大学 禅・人間学科

## 第3章 役員及び理事会

(役員及び相談役・顧問)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 5～10人
  - (2) 監事 2人
2. 理事のうち1人は理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。
  3. 理事長は、理事（理事長を除く。）のうち1人を副理事長として推薦し、理事総数の過半数の議決により選任することができる。副理事長の職を解任するときも、同様

とする。

4. 理事長は、理事（理事長及び副理事長を除く。）のうち2人以内を専務理事として推薦し、理事総数の過半数の議決により選任することができる。専務理事の職を解任するときも、同様とする。
5. この法人に、相談役及び顧問若干名を置くことができる。
6. 相談役及び顧問は、理事の推薦を経て、理事総数の過半数の議決により選任し、理事長が委嘱する。相談役及び顧問の職を解任するときも、同様とする。

#### （理事会）

第6条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2. 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
3. 理事会は、理事長が招集する。
4. 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内にこれを招集しなければならない。
5. 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
6. 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
7. 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
8. 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
9. 理事会は、この寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
10. 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意志を表示した者は、出席者とみなす。
11. 理事会の議事は、法令及びこの寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
12. 理事会の議会について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

#### （業務の決定の委任）

第7条 法令及びこの寄付行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会におい

て定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第8条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には、出席した理事全員が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

(理事長、副理事長及び専務理事の職務)

第9条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 副理事長は、この法人を代表し、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。
3. 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して、この法人の日常業務を処理する。

(理事の代表権の制限)

第10条 理事長及び副理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長の職務の代理及び代行)

第11条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(理事の選任)

第12条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 正眼短期大学の学長
  - (2) 評議員のうちから評議員の互選によって定められた者 2～4人
  - (3) この法人に関係ある学職経験者で、前2号に規定する理事の過半数以上をもって選任された者 2～5人
2. 前項第1号及び第2号に規定する理事は、学長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任及び職務)

第13条 監事は、この法人の理事、職員（この法人の設置する学校の教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2. 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
  - (1) この法人の業務を監査すること。

- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること
- (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べる

#### (役員任期)

第14条 役員(第12条第1項第1号に規定する理事を除く。この条中、以下同じ。)の任期は、4年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員は、再任されることができる。
3. 役員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

#### (役員補充)

第15条 役員のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

#### (役員解任及び退任)

第16条 役員が次の各号の1に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
  - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
  - (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
  - (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
2. 役員は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了。
  - (2) 辞任。
  - (3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

## 第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第17条 この法人に、評議員会を置く。

2. 評議員会は、11～21人の評議員をもって組織する。
3. 評議員会は、理事長が招集する。
4. 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して、評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内にこれを招集しなければならない。
5. 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
6. 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
7. 評議員会に議長を置き、議長は評議員のうちから評議員会において選任する。
8. 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。
9. 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
10. 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
11. 議長は、評議員として議決に加わることができない。

(会議及び議事録)

第18条 評議員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2. 定例会は、毎年3月及び5月に招集する。
3. 臨時会は、私立学校法第41条第5項の規定により招集する。
4. 第8条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「出席した理事全員」とあるのは「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上」と読み替えるものとする。

(議決事項)

第19条 第40条第1項に規定する場合のほか、次に掲げる事項については、評議員会の議決を要する。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分。

- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 寄附行為の変更
- (4) 合併
- (5) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (6) 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産の帰属者の選定

（諮問事項）

第 20 条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 事業計画
- (2) 収益を目的とする事業に関する重要事項
- (3) 寄附金品の募集に関する事項
- (4) 剰余金の処分に関する事項
- (5) 寄附行為の施行細則に関する事項
- (6) その他この法人の業務に関する重要事項で、理事長において必要と認めた事項

（評議員会の意見具申等）

第 21 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

（評議員の選任）

第 22 条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 正眼短期大学の学長
- (2) この法人の職員のうちから理事会において選任された者 2～4 人
- (3) この法人の設置する学校を卒業したもので、年齢 25 年以上のものの中から理事会において選任された者 2～4 人
- (4) 理事（但し、第 9 条第 1 項第 2 号に規定する者は除く。）のうちから理事の互選によって定められた者 2～5 人
- (5) この法人の設置する学校の在学者に係る学生護持会の会長、及び学生護持会において選任された者 2 人
- (6) この法人に関係のある功労者及び学識経験者の中から理事会において選任された者 2～5 人

2. 前項第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 5 号に規定する評議員は、正眼短期大学の学長、

この法人の職員、理事又は学生護持会の会長の職又は地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(任期)

第23条 評議員（前条第1項第1号及び第4号に規定する評議員を除く。この条中以下同じ。）の任期は、4年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 評議員は、再任されることができる。

3. 評議員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(評議員に解任及び退任)

第24条 評議員が次の各号の1に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため執行に堪えないとき。

(2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2. 評議員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了。

(2) 辞任。

## 第5章 資産及び会計

(資産)

第25条 この法人の資産は、次の通りとする。

(1) 別紙財産目録記載の財産

(2) 授業料、入学金、及び試験料

(3) 資産から生ずる果実

(4) 収益事業から生ずる収入

(5) 寄附金品

(6) その他の収入

(資産の区分)

第26条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産の3種とする。

2. 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資

金とし、別紙財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産をもって構成する。

3. 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、別紙財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産その他基本財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
4. 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、別紙財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産をもって構成する。
5. 寄附金品については、寄附者の指定がある場合は、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産等の処分の制限)

第 27 条 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金は、これを消費し、又は担保に供してはならない。但し、この法人の事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(運用財産たる積立金の保管)

第 28 条 運用財産のうち積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第 29 条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料その他の運用財産（不動産及び積立金を除く。）をもって支弁する。

(会 計)

第 30 条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2. この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算及び事業計画)

第 31 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。



(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第 32 条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても同様とする。

(決算及び実績の報告)

第 33 条 決算は、毎会計年度終了後 2 月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2. 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
3. 学校会計の決算上剰余を生じたときは、その一部又は全部を基本財産若しくは運用財産中の積立金に編入し、又は次会計年度に繰り越すものとする。
4. 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第 34 条 この法人は、毎会計年度終了後 2 月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2. この法人は、前項の書類及び第 13 条第 2 項第 3 号の監査報告書を各事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第 35 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 3 月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第 36 条 この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

## 第 6 章 収益を目的とする事業

(種 類)

第 37 条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次の事業を行う。

(1) 出版業

- (2) 美術工芸品販売業
- (3) 食料品販売業

(事業理事)

第 38 条 専務理事のうち 1 人は、理事会の同意を得て事業理事とし、前条の規定によって行う収益業について業務を掌理する。

(収益の使用)

第 39 条 第 37 条の規定によって行う収益事業から生じた収益は、これを基本財産又は運用財産に繰り入れ、この法人の設置する学校の経営のために使用しなければならない。

## 第 7 章 解散及び合併

(解 散)

第 40 条 この法人は、私立学校法第 50 条第 1 項第 2 号から第 6 号までに掲げる事由によるほか、理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決によって解散する。

2. 前項の事由による解散は、文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
3. この法人の目的たる事業の成功の不能による解散は、理事会における出席した理事の 3 分の 2 以上の議決がなければならない。
4. 前項の事由による解散は、文部科学大臣の認定を受けなければ、その効力を生じない。

(残余財産の帰属者)

第 41 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決により選定した学校法人又はその他教育の事業を行うものに帰属する。

(合 併)

第 42 条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

## 第8章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第43条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2. 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届けなければならない。

## 第9章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第44条 この法人は第34条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひよう書類
- (4) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、正眼短期大学の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第46条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校並びに収益事業部門の管理及び運営に関し、必要な事項は理事会が定める。

附則 この寄附行為は文部大臣の認可の日（昭和30年2月1日）から施行する。

附則 この寄附行為は文部大臣の認可の日（昭和56年7月27日）から施行する。

附則 この寄附行為は文部大臣の認可の日（昭和63年2月4日）から施行する。

附則 この寄附行為は文部大臣の認可の日（平成13年3月30日）から施行する。

附則 この寄附行為は文部科学大臣の認可の日（平成17年8月23日）から施行する。

附則 この寄附行為は文部科学大臣の認可の日（平成30年10月25日）から施行する。